

2 木ま第312号
平成22年8月18日

木津川市廃棄物減量等推進審議会
会長 郡嶋 孝 様

木津川市長 河井 規子

一般廃棄物の発生抑制・減量化等を進めるための施策について（諮問）

木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成19年規則第98号）第4条の規定に基づき、次の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

一般廃棄物の発生抑制・減量化等を進めるための具体的かつ効果的な施策について

2 諮問理由

現在、木津川市の可燃ごみは、相楽郡西部塵埃処理組合打越台環境センターにおいて焼却処理していますが、人口増加等に伴うごみ量の増加に対応できていないばかりか、施設の老朽化が相当に激しいことから、新たなクリーンセンターの建設が緊急かつ重要な課題となっています。

クリーンセンターの建設にあたり、ごみの発生抑制と減量化は、環境に対する負荷の軽減はもとより、クリーンセンターの延命化にもつながることから、一層推進していく必要があります。

一方、木津川市のごみの排出量は年間20,200t近くに達しております。

木津川市が三町合併により平成19年3月12日に誕生して以来、人口は約3,500人も増加し、先般7万人に達しました。今後、木津中央地区の宅地開発などにより、人口及び事業所等について、引き続き増加が見込まれることから、ごみの発生抑制や税による費用負担の公平性などの視点に基づくごみ減量化及び資源化・再利用のための取組みを更に充実・強化する必要があります。

このような状況の下で『循環型社会』の実現を目指し、住民・事業者・行政が一体となって、廃棄物等の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）及び再生利用（Recycle）の『3R』に基づく、ごみの発生抑制と減量化等を進めるための具体的かつ効果的な施策が求められています。